

令和6年 第5回登別市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月29日（月）14時00分から14時30分

2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室

3 出席委員（7人）

会長	9番	山下 篤
委員	1番	井野 嘉久
	2番	佐々木 優
	3番	大平 幸司
	5番	古町 綾
	6番	三原 一英
	8番	熊谷 源

4 欠席委員（2人）

委員	4番	近井 一夫
	7番	田中 美智子

5 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
- 第2 報告第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
- 第3 議案第9号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第4 議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第5 議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第6 議案第12号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第7 議案第13号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第8 議案第14号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）
- 第9 議案第15号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について（賃貸借）

6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部 光夫
総括主幹	西本 利博
主査	松井 隆行
主査	高橋 洋太

7 会議の概要

事務局長

ただいまより、令和6年第5回総会を開会いたします。本日は、4番近井委員、7番田中委員より欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中7名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は山下会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議事録署名委員は、6番三原委員、8番熊谷委員をお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松井主査を指名します。以上で、日程番号第1を終わります。

次に、報告第4号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

報告第4号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。報告第4号は、農地法第6条の規定に基づき、農地所有適格法人から報告された事業の状況等について、報告を行うものであります。

農地所有適格法人は、農地法第2条第3項各号に掲げる要件を満たすことが求められますが、提出された報告書の内容に基づき確認した結果、現状においては、報告があった11の法人のうち、9の法人につきましては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件、全ての要件で適合することを確認しております。

残り2社のうち、●●につきましては、事業要件と業務執行役員要件の2つの要件を満たさないものと判断されますが、このことにつきまして、当該法人より、「農地を取得した翌年度の事業であり、事業開始の準備に相当の期間を要したため、事業の開始が遅れたこと、また、当初計画の養鶏及び採卵事業が実施出来なかったことなどが要因であり、令和6年度以降においては、要件を

満たすように事業内容を改めていく」との報告を受けており、今後は、要件を満たすように、事業が是正されることが見込まれる状況にあります。

また、●●につきましては、事業要件が満たさないものと判断されますが、これは、関連事業で農畜産物が生産されていないため、農業に係る売上高が農畜産物を原材料として行う加工、販売等による事業全体の売上額の過半を占めていないことによるものであります。

このことにつきまして、当該法人より、「農地の賃貸借については、今回の賃借期間満了をもって、行わないことを検討している」との報告を受けております。

したがって、今後、一旦は、農地法第6条に規定する農地所有適格法人の要件を満たさない状況になることが見込まれます。

なお、未だに報告を受領していない2社、「●●」と「●●」につきましては、引き続き報告の提出を求めてまいりますが、今後、農地法や国が定めた事務処理要領等に基づき、督促等を行う必要があると考えています。説明は以上になります。

議長　　ただいま、報告第4号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、以上で報告第4号を終わります。

次に、日程番号第3 議案第9号から、日程番号第9 議案第15号までの議案7件、「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、利用権の設定を受ける者が同一でありますので、一括して議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長　議案第9号から議案第15号は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による賃借権の設定に係る計画の決定について、審議を求めるものであります。

また、今回の議案7件につきましては、全て、●●をもちまして賃貸借の期間が満了となるため、賃貸借の再設定を行うものであります。

初めに、議案第9号についてご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、●● ●● 氏、利用権の設定をする者は、●● ●● 氏、利用権を設定する土地は1筆で、所

在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートル、賃貸借の期間は、●●から●●の●●年間となっております。

借主の状況についてでありますと、経営面積は●●平方メートル、労働力は男が●●人、女が●●人、労働従事日数は年間延べ●●日、家畜は乳牛が●●頭、農機具は、トラクター●●台、ロールベーラー●●台、モアコン●●台、レーキ●●台、テッター●●台となっております。

次に、議案第10号についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者、賃貸借の期間、借主の状況につきましては、議案第9号と同じ内容であります。

利用権の設定をする者は、●● ●● 氏、利用権を設定する土地は1筆で、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートルとなっております。

次に、議案第11号についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者、賃貸借の期間、借主の状況につきましては、議案第9号並びに議案第10号と同じ内容であります。利用権の設定をする者は、●● ●● 氏、利用権を設定する土地は1筆で、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートルとなっております。

次に、議案第12号についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者、賃貸借の期間、借主の状況につきましては、これまでの議案と同じ内容になります。利用権の設定をする者は、●● ●● 氏、利用権を設定する土地は2筆で、1筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートル、2筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートルとなっております。

次に、議案第13号についてご説明いたします。議案書の6ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者、賃貸借の期間、借主の状況につきましては、これまでの議案と同じ内容であります。利用権の設定をする者は、●● ●● 氏、利用権を設定する土地は2筆で、1筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートル、2筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートルとなっております。

議案第9号から議案第13号に係る土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の7ページから9ページに記載のとおりであります。

続いて、議案第14号についてご説明いたします。議案書の10ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者、賃貸借の期間、借主の状況につきましては、これまでの議案と同じ内容になります。利用権の設定をする者は、●● ●● 氏、利用権を設定する土地は5筆で、1筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートル、2筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートル、3筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートル、4筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートル、5筆目は、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートルとなっております。

議案第14号に係る土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の11ページから13ページに記載のとおりであります。

最後に、議案第15号についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者、賃貸借の期間、借主の状況につきましては、これまでの議案と同じ内容であります。利用権の設定をする者は、土地を共有する5名で、●● ●● 氏、●● ●● 氏、●● ●● 氏、●● ●● 氏、●● ●● 氏、利用権を設定する土地は1筆で、所在が登別市●●、地番が●●、地目は公簿・現況共に畠、面積は●●平方メートルとなっております。

議案第15号に係る土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の15ページから17ページに記載のとおりであります。説明は以上になります。

議長

ただいま、議案第9号から議案第15号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、採決します。はじめに、議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第9号は、そのように決定します。

次に、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第10号は、そのように決定します。

次に、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第11号は、そのように決定します。

次に、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第12号は、そのように決定します。

次に、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第13号は、そのように決定します。

次に、議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第14号は、そのように決定します。

最後に、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第15号は、そのように決定します。

以上をもちまして、本日の総会に提案された付議案件の審議は、すべて終了となりましたので、令和6年第5回農業委員会総会を閉会いたします。